

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会定款第40条に基づき委員会について必要な事項を定める。

(委員会の設置及び廃止)

第2条

- 1 委員会は本協会の目的を達するための実行機関でありその設置廃止については、理事会の承認決裁を得るものとする。なお、委員会の名称および任務については、別表に定めるところによる。
- 2 正会員は原則として、一つ以上の委員会委員（1委員会2名以内）を努めなければならないものとする。どの委員会に加入するかは各正会員の希望によるものとする。また、委員会が必要と認めた場合、賛助会員を委員として加入させることが出来る。なお、加入委員会の変更、追加、退会は随時行うことが出来るものとし、毎年3月に委員会加入について案内をする。
- 3 本条第1項の規程にかかわらず、理事会の議を得て、その年度内に活動する特別の委員会又は研究会を設けることができる。なお、理事会の承認を得て、次年度に延長することが出来る。
- 4 委員会は、その下部機構として、小委員会もしくは分科会を設けることが出来る。小委員会はその設置廃止について理事会の承認決裁を要するが、分科会はその要はない。

(事業及び予算)

第3条

- 1 各委員会は会計年度ごとに事業計画及び収支予算の原案を会長に提出、理事会の承認を得るものとし、これを変更するときも同じとする。
- 2 各委員会の委員長は必要に応じて理事会にその分担する事業の経過を報告し、かつその結果を報告して承認を求めなければならない。

(委員長及び副委員長)

第4条

- 1 各委員会には、それぞれ委員長のほかに1名以上の副委員長を置くことができる。
- 2 委員長は常務理事以上の中から理事会の指名により会長が選任する。
- 3 副委員長は、理事が担当するほか、委員長が必要に応じて正会員の中から選出し、理事会の承認を求めるものとする。
- 4 委員長及び副委員長の任期は定款第26条役員の任期を適用する。但し、会計年度との関係から必要に応じて延長・短縮できるものとする。なお、特別の委員会の委員長及び副委員長については、その存続期間とする。

(委員会の運営)

第5条

- 1 各委員会の運営については、委員長が開催日の1週間以前に議事の内容を通知し、開催するものとする。
- 2 各委員会の庶務は、原則として各委員会の委員がそれぞれ分担する。

附 則

昭和62年	4月	1日	制定				
平成元年	4月	13日	改定				
平成8年	2月	15日	改定(別表のみ)				
平成9年	4月	17日	改定(別表のみ)				
平成10年	5月	22日	改定(別表のみ)				
平成15年	3月	13日	改定(別表のみ)	平成15年	4月	1日	施行
平成17年	3月	17日	改定(別表のみ)	平成17年	4月	1日	施行
平成23年	1月	21日	改定	平成23年	4月	1日	施行
平成24年	12月	20日	改定(別表のみ)	平成25年	4月	1日	施行
平成25年	12月	19日	改定(別表のみ)	平成26年	4月	1日	施行
平成26年	3月	20日	改定	平成26年	4月	1日	施行

(別表)

委員会の名称及び任務

企業経営委員会	(1) 企業経営の基盤強化と将来展望に関する調査研究 (2) 会員相互の啓発親交に役立つ場の提供
教育研修委員会	(1) 情報サービス産業の人材育成に関する調査研究及び指導 (2) 会員向け情報関連技術向上のための人材育成事業
産学連携委員会	(1) 情報サービス産業における人材確保の強化並びに教育機関との連携促進による人材開発の促進 (2) 情報サービス産業発展に向けての産学連携事業の調査研究並びに情報発信事業
技術委員会	(1) 情報サービス産業発展に向けての新技术・新分野に関する調査研究及び指導
労働福利委員会	(1) 労働環境の向上と労働問題の将来展望に関する調査研究及び指導 (2) 情報サービス産業従事者のための福利厚生事業
広報委員会	(1) 会員向け広報活動と外部向け広報活動
横浜市交流委員会	(1) 情報サービス産業の基盤強化のための横浜市・横浜市関連団体及び神奈川県・県央・湘南・県西等の市町村との相互理解促進事業 (2) 地域経済の発展並びに公共の福祉増進のための連携事業
川崎市交流委員会	(1) 情報サービス産業の基盤強化のための川崎市及び川崎市関連団体との相互理解 促進事業 (2) 地域経済の発展並びに公共の福祉増進のための連携事業
女性活躍委員会	(1) 経営者・管理者に対し、女性の活躍を推進する事業 (2) 働く女性に対し、サポート体制の研究やキャリアアップを図る事業
SE 講座特別委員会	(1) 大学向け SE 講座の普及、運営事業 (2) SE 講座講師認定のための審査事業

入会及び退会の取り扱いに関する規約

第1条 目的

この規約は一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会定款（以下「定款」という。）第6条の規定に基づき、第7条の入会及び第9条の退会についてその基準及び具体的な取扱を定める。

第2条 加入申込

入会希望者は加入申込書（別紙様式による。）を事務局に提出しなければならない。

第3条 加入手続

事務局は入会希望について必要な事前調査を行い推薦の基準に適合すると認められるとき、申込書を受けつけ理事会に付議するものとする。

2、理事会は事務局の付議した加入希望会社について入会の諾否を決定し、その結果を総会に報告するものとする。この場合において入会は理事会全員の承認を必要とする。

3、入会が承認されたものには、事務局は加入承諾の通知をする。

4、入会が否決されたものについては、事務局は会長名でその旨を通知する。

第4条 推薦の基準

推薦は次の各号を基準としておこなう。

- (1) この協会設立の目的に賛同し、かつ積極的な相互協力が期待できること。
- (2) 理事会の定めるその他の基準に適合すること。

第5条 退会の勧告

会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の設立の趣旨に反するなど除名すべき正当な事由に該当し、勧告にもかかわらず改善の見込みがないと認められるときは、会長は、理事会の議を得て会員に対して退会の勧告をすることがある。

第6条 会費

新しく会員となったものは、入会金及び会費を所定の方法により納付しなければならない。

この場合の会費は「一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会会費請求書」により請求された金額とする。

第7条 実施期間

この規約は一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会定款の施行日より適用される。

入会金及び会費規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会定款第8条に規定する入会金及び会費の種類、額、納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類等)

第2条 会費は、通常会費及び臨時会費の2種とする。

2 通常会費は、本規程の定めるところにより、経常的に納入するものをいう。

3 臨時会費は、必要に応じ社員総会の決議により徴収するものをいう。

(通常会費の額)

第3条 通常会費の額は、別表(1)に定めるところによる。

2 期の途中で入会する場合の初年度の通常会費の額は、年度末までの残存月数に、会費月額を乗じた額とする。

3 前項において、残存月数に端数を生ずる時は、これを切り捨てるものとする。

4 別表(1)に於いて「従業員数」とは、神奈川県内に本社を持つものにあつては前年度1月1日現在に於いて当該企業に所属する全従業員数(役員を含む常勤者)をいい、その他のものにあつては、神奈川県内に所在する関連事業所に所属する前年度1月1日現在の従業員数の合計(役員を含む常勤者)をいう。

但し、期の途中で入会する場合は、当該年度に限り「前年度1月1日」とあるのを「入会時」と読み替えるものとする。

(通常会費の納入)

第4条 通常会費の納入は、次によるものとする。

納入期限

(1)正会員は、次の方法のいずれかを選択し納入するものとする。

年2回納入 年間を上期(4月～9月)及び下期(10月～3月)に分け、それぞれ4月末日、10月末日を期限として納入するものとする。

月次納入 月毎に、協会の定める日を期限として納入するものとする。

(2)賛助会員は、年間を上期(4月～9月)及び下期(10月～3月)に分け、それぞれ4月末日、10月末日を期限として納入するものとする。

(3)入会の場合は、月次納入を希望する正会員を除き、本条第2項、第3号に定める額を、入会承認後遅滞なく納入するものとする。

2 納入額

(1)正会員

年2回納入の場合 各期の納入額は第3条第1項に定める月額額の6ヶ月分相当額とする。

月次納入の場合 各月の納入額は第3条第1項に定める月額とする。

(2)賛助会員 各回の納入額は第3条第1項に定める年額の2分の1相当額とする。

(3)前2号にかかわらず、月次納入を選択する正会員を除き、期の途中で入会した会員の初回の納入額はつぎによるものとする。

上期入会の場合 第3条第2項で定める会費の額から、前二号により当該入会々員

が通常、下期に納入すべき額を控除した額。

下期入会の場合 第3条第2項で定める額

3 納入方法

年2回納入の場合 協会の発行する請求書にもとづき銀行振込みとする。

月次納入の場合 協会の指定する金融機関による自動引き落としとする。

(入会金)

第5条 入会金の額は別表(1)に定めるところによる。

2 入会金は、入会時に納付する。

3 入会金は、これを返還しないものとする。

(既納会費の処理)

第6条 既納会費は、前払を含め一切これを返還しないものとする。

(委 任)

第7条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関して必要な事項は会長が理事会の承認を得て定める。

附 則

昭和62年4月 1日制定

平成元年 4月13日改定

平成3年 3月14日改定

平成4年 3月12日改定

平成5年 9月16日改定

平成10年3月19日改定 平成10年4月1日施行

平成15年3月13日改定 平成15年4月1日施行

この規約は一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会定款の施行日より適用される。

1. 正会員

(1) 会費

従業員数

(役員を含む常勤者)

5人未満	月額	5,000円
10人未満	月額	11,000円
20人未満	月額	15,000円
50人未満	月額	19,000円
100人未満	月額	23,000円
200人未満	月額	27,000円
300人未満	月額	33,000円
500人未満	月額	39,000円
1,000人未満	月額	45,000円
2,000人未満	月額	52,000円
3,000人未満	月額	59,000円
3,000人以上	月額	66,000円

(2) 入会金

一律

100,000円

2. 賛助会員

(1) 会費

一律一口年額130,000円で一口以上とする。

(2) 入会金

一律

100,000円